

サイバーセキュリティ戦略本部の関連会議について

- サイバー対処能力強化法整備法の一部施行によるサイバーセキュリティ（以下「CS」という。）基本法等の改正に伴い、CS戦略本部の下に以下の会議を設置する。
 - ・ **CS戦略推進会議**：我が国のサイバー対処能力の向上及びCSの確保に関し、関係省庁が情報交換・意見交換を行い、連携を図るとともに、総合的な施策を検討・推進する。
 - ・ **重要インフラCS対策推進会議**：CS基本法第26条第1項第3号等の規定を踏まえ、関係行政機関相互の緊密な連携の下、我が国全体の重要インフラ防護に資するCS対策の推進を図る。

関連会議

